

・島嶼会館が予約取れにくい状況解決に町長として、一部事務組合への申し入れを望む。

○予約の際、島民である事への確認の徹底。

○無断キャンセル防止、空き室で予約出来ない状況改善

○委託事業者へ島しょ一部事務組合として具体的内容の要請。

・大島町内、墓地管理の状況について。

○災害時（土砂災害・津波）墓が被災した場合、復旧のため、墓の管理はどうなっているのか問う。

問 今回は2点について質問いたします。

1 点目は以前から課題としてある、島嶼会館が予約で満室で、島民が必要な時に予約が取れず、宿泊費の高いホテルを利用するしかない状況が頻繁にあるこの状況が打開できないかであります。

島しょ一部事務組合で運営する島嶼会館は伊豆諸島の島々の島民のために整備された宿泊場所であり、新しく建替えられた島嶼会館は、竹芝からの便もよく、島民の病院への通院や島の学生の修学旅行や部活の遠征など、生活に密着した無くてはならない場所であります。

現在、都内のホテルの価格の高騰はインバウンド等の影響もあり、顕著な社会問題にもなりつつあります。

そこで、島嶼会館は島民でない方にも利用が出来るため、予約も可能であります。もちろん、島民ではないための別途価格設定はあるものの、その周辺のホテルよりは比較的安く、羽田にも近く、利便性もよく一度宿泊された方は、再度泊まりたくなるホテルとなっていると思います。

一部事務組合の議会に何年も前に議長として会議に参加していたこともありますから、島嶼会館の宿泊予約の形態も理解してきたつもりでしたが、その時よりも更に、予約が取れにくい状況になっている現状の改善は早急な対応が必要だと実感しています。そこで質問することに致しました。

一部事務組合の議会に委員として参加できるのは、首長と議長です。自分が参加しなくなっても大島の議長や他の島の議長に話題にしてもらうように依頼したこともありました。その都度、改善する方向に進んで来ていることも理解しております。

しかし、現状、まだまだ、こうしたらいいのではと思う所もあり、島しょ町村会の代表でもある坂上町長に動いていただき、島民にとって今よりも予約が取れやすい様になればと質問いたしますので、お答えをお願いいたします。

かなり具体的な提案 1 つ目です。

・予約電話を島嶼会館が受けた際の島民である事の確認の徹底です。

私の場合ですが、「予約したいのですが」と電話しますと島民の確認を聞かれたこともあります、この頃はあまり聞かれません。

そこで提案です。「予約したいのですが」と言われたら、「島民の方ですか？」としっかり確認する。そのうえで島民でなかった場合、規則があったように記憶していますが、宿泊予約が 80%に達していない場合のみ島民以外にもオープンにする事を認めるでしでしょうか？！そこも確認してお答えが欲しいです。つまりその規則に則ったうえでこう言ってほしいのです「島民の方でない場合は、ご予約は宿泊日の 1 週間前からになります。島民の方優先となっておりますので、80%に達していない場合のみお受けすることが出来ますので、1 週間前にお問い合わせください」といったようにしてほしいのです。

1 週間前がいいのか、2 週間前がいいのかは判断に迷いますが、なぜそうする必要があるかと言うと、島民が通院のために都内病院へ通い、次の通院予約が決まる 1 か月前、2 か月前には島嶼会館は一般の宿泊客の予約が入ってしまっている状況がありそうということなのです。

経営のために空き室になっている場合は一般のお客様を受け入れる努力も大事ですが、やはり、島民のための宿泊場所であると理解しての対応が一番です。も改善していかなければ現状は変えられないと思います。

そのせいで、島嶼会館の経営が黒字から赤字になるような状況になるようであれば、その際にまた検討したらよいと思います。現在は 80%以上の宿泊で稼働している黒字ホテルである事は以前の報告からも予測できます。

この具体的な提案を坂上町長のお力で、まずは一部事務組合にご提案いただき、なるべく早く実行してもらいたいこと。

年度当初と年度末の一部事務組合の会議での提案で決めねばならぬこともあるならば、それまでの対応策として、是非、早急な坂上町長の一組へのご進言を期待いたします。

この提案に何かしらの課題があるようでしたら、一部事務組合からの現状でのお答えもお聞かせいただきたいと思います。

具体的な提案、2 つ目です。

無断キャンセル多い問題です。キャンセルされず、空き室になった状態で、予約が取れない事は誰も望みません。

そこで、予約の際に「当日ご連絡の取れる電話番号を教えてください」の確認です。「当日 6 時までにお見えにならない場合は連絡させていただきますので、船の欠航などでキャンセルされる場合でも必ずご連絡ください」としっかり伝

えることです。

無断キャンセルも少しは減少してきているらしいですが、船の欠航も多い最近の状況で船で帰れなくなった島民の宿確保は絶対必要だからです。もう一つは、欠航で都内に出てこられなくなった島民への＜宿のキャンセルすることを忘れさせない＞意識改革のためです。

この提案は委託事業者には今まで以上のご負担にはなるかもしれませんが、ここでしっかり対策を取っていただけないかとの質問ですから、よろしくお願いします。

努力義務ではなく、島民のための宿泊所「島嶼会館」の基本姿勢である事を明確にしてほしいのです。

坂上町長、一部事務組合から委託事業者への要請は可能でしょうか。可能でない場合がもしありましたら、その理由等、お聞かせください。

坂上町長のご英断をご期待申し上げます。

答 町長

宿泊施設宿泊料の高騰により、これまで、他のビジネスホテル等に宿泊していた島しょ住民の方が、島嶼会館に宿泊されるケースは多くなり、予約が取れにくい状況にあると認識しています。キャンセル防止については、これまで、町村会を通じて、一組からも説明がありました。ご存じのように、無断キャンセルについてのお願いを町村の広報や会館内に掲示するなど、解決策を実施し、最近では減少している状況です。一組に再確認しましたところ、具体的には、無断キャンセルは、平成 29 年度 460 件から令和 6 年度 278 件と減少傾向であります。令和 6 年度約 38000 人が宿泊され、無断キャンセルによる空き室は 1 日 1 件にも満たないようです。

また、欠航等によるキャンセルで稼働率が 80%以下の場合、一般の方にも業者を通じて販売していますが、最近ではほとんど一般の方々は予約できない状況だそうです。令和 6 年度では島民が 94%で一般が 6%となっているようです。電話連絡の件ですが、リピーターの方には島しょ在住の確認や電話番号確認はしていませんが、新しい方には、連絡先及び島しょか否かは確認していると認識しています。

少しでも無断キャンセルが減少すれば、空き室がより確保できますので、議員のご提案については、副管理者として、引き続き、一組と継続していきます。また、予約をネット限定にする方法も一つと思いますが、現実的ではないと考えます。

問 2 つ目の質問に移ります。

私自身に事になりますが、母が亡くなり、納骨のために 5 月中旬に八丈島出向

きました。その際、火葬した際に頂く、埋葬許可書もお骨ともに持っていき、墓誌に母の名前を刻む事を依頼に行った業者さんでお聞きした「八丈島でのお墓の管理」の状況を知りました。大島町としてもこの管理を取り入れたらどうかとの提案であります。

埋葬許可書はお寺さんや、ご自分の墓を管理する宗派や墓地管理事業者へ届けるのが一般的だと思っておりました。

埋葬許可書とは墓へ埋葬する際にその墓に入ったと墓へ入れる事の証明でもあると思います。

わが母の例でいえば 8 年前に大島に引き取り、大島町民になっておりましたから、八丈島の墓に入れる際は八丈島住民でないわけで、勝手に墓へ入れれば、八丈町は知らないままであります。

業者さんに教えてもらい、埋葬許可書は八丈町の担当課へ提出し（コピーで大丈夫）受け付けてもらいました。

八丈町も 7 年前から墓地の管理を始めたそうです。

その資料を少し見たのですが、地域に点在する墓をグーグルマップでしょうか、衛星写真からの読み取り、区角割され番号がふってある位置情報をみながら「お墓はどこでしょうか？」と担当者から聞かれ、位置を伝え、申請書を記入し、完了となりました。

担当者からは災害等があった場合などへの対応もしていきます。といった発言もありました。

確かに、墓の中に入っている方々の把握、管理はその墓を管理している宗派の仕事となっていることもあり、町がやる必要はあるのかとも思いますが、実際、町管理の墓地もあるわけで、区画の整理から管理、土地（埋葬できる土地）管理も出来ているのか。この機会に大島町としてはどのようなになっているのか、今後はどうしていったらいいのか検討してほしい、質問項目に入れました。

その一つ、個人のお墓で最初に申請をしてその墓の代表者になっている方も現状はお亡くなりになり、子ども等に引き継がれているのであれば問題もないのですが、除草や墓の管理が出来なくなっているお墓もあるように聞きます。

今回、私は母の納骨を八丈町に届け出る際、自分の住所や連絡先を記入するわけで、町としては、今後何かその墓が災害等で被災したりした場合は私に連絡がくるのだと思いました。

大島町でも町の管理する墓地からでも、少しずつでかまわないので、手を付けていったらどうかと思います。

ご回答、よろしくお願いいたします。

答 水道環境課長

大島の町営墓地については、使用したい人に使用許可書を発行し、永年使用として有料で貸している状況です。お墓については使用者が設置して管理することになりますので、お墓の周りの除草等についても、使用者が管理することになっております。

近年では、使用者が大島町内に居ないためきちんと管理されていないお墓があって、近隣のお墓の使用者から困っている等の連絡をいただいたり、町職員の見回り等で気づいたときにお墓の使用者への連絡を取るのですが、連絡が取れない方も多くなっていることもあります。町としては戸籍から関係者を探したりしますが、一番は近隣墓地の使用者からの情報提供が重要となっております。

お墓に埋葬されている方の管理は、使用許可証の裏面に使用者が記載して管理することになっておりますので、議員ご指摘の災害時においてお墓が被災した場合には、埋葬されている方の記載のある使用許可証の写しを提出していただくか、無ければお寺等で管理している埋葬されていることが分かる過去帳の写し等を確認することになるかと思います。

今後、お墓の使用者と連絡が取れるよう承継の徹底等、啓発していきたいと思えます。

答 町長

担当課長が答弁した通りですが、付け加えます。

埋葬された方々の管理は、そのお墓の持ち主の方に管理していただくことになります。使用許可証は、各個人で管理・保管することになっています。

議員ご指摘の災害時においてお墓が被災した場合についても同様と思えます。

今後、お墓の使用者との連携体制を整えていきたいと思えます。